

下関市立大学学科会議規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 16 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号
平成 22 年 12 月 20 日規程第 34 号

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学の運営組織等に関する規程第 14 条に基づき設置される学科会議の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科会議の種類)

第 2 条 下関市立大学(以下「本学」という。)の基礎教育、教養教育及び専門教育に関わる教育研究活動を円滑に行うために、基礎・教養学科会議、経済学科会議、国際商学科会議及び公共マネジメント学科会議を設置する。

(審議事項)

第 3 条 学科会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 開講科目の検討及び非常勤講師の推薦など教務に関すること。
- (2) 人事評価委員会からの要請に基づく採用人事の方針の検討、教員の昇任及び採用の審査に当たる審査委員の推薦など教員人事に関すること。
- (3) 各種委員会の学科会議選出委員の選出に関すること。
- (4) 学科会議が所管する教育課程に係る点検評価に関すること。

(構成)

第 4 条 基礎・教養学科会議は、下関市立大学学則(以下「学則」という。)別表第 1 及び別表第 2 に掲げる基礎教育及び教養教育の授業科目を主に担当する本学の教員をもって構成員とする。

2 経済学科会議は、学則別表第 3 に掲げる経済学科専門教育の授業科目を主に担当する本学の教員をもって構成員とする。

3 国際商学科会議は、学則別表第 3 に掲げる国際商学科専門教育の授業科目を主に担当する本学の教員をもって構成員とする。

4 公共マネジメント学科会議は、学則別表第 3 に掲げる公共マネジメント学科専門教育の授業科目を主に担当する本学の教員をもって構成員とする。

(学科主任等)

第 5 条 学科会議に学科主任を置く。

2 学科会議の学科主任は、学部長、副学部長、図書館長、地域共創センター長、大学院研究科長の職にある者を除き、学科会議構成員の教授又は准教授から投票によって選出する。

3 学科主任の任期は、2 年とする。

4 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。この場合において当該補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 学科主任は、学科主任に事故があるときに職務を代行させる学科会議構成員をあらかじめ指名する。

(学科主任等の責務)

第6条 学科主任は、学科会議の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 学科主任に事故があるときは、前条第4項に基づき指名された学科会議構成員がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、必要に応じて学科主任が招集する。

2 会議は、学科会議構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(学科会議構成員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、学科会議構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる

(議事録)

第9条 学科会議は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 学科会議の庶務は、学務グループ教務班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、学科会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日規程第17号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月20日規程第34号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。